

|     |     |     |     |     |       |
|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 町 長 | 助 役 | 課 長 | 主 幹 | 担 当 | 合 議   |
|     |     |     |     |     | 企画振興班 |

別記様式第 4 号

| 会 議 等 結 果 報 告 書 |  |      |                    |
|-----------------|--|------|--------------------|
| 会議区分            | 会 議 ・ 打 合 せ ・ 協 議                                    | 文書番号 | 8 3                |
|                 |  | 決裁期日 | 平成 1 8 年 5 月 2 3 日 |
| 名 称             | 第 4 回政策調整会議  |      |                    |
| 日 時             | 平成 1 8 年 5 月 1 9 日 ( 金 ) 午後 1 時 5 0 分 ~ 午後 4 時 2 0 分 |      |                    |
| 場 所             | 役場 2 階 審 議 室   |      |                    |
| 出席者             | 別紙：出席者名簿のとおり   |      |                    |
| 内 容             | 下記のとおり   |      |                    |

## 開 会

### 議長あいさつ ( 田浦助役 )

- ・ 公共施設等の維持管理のための改修事業は、ソフト事業のように継続するものではない、単発的な投資的事業であるため、予算編成や実施計画策定において、収支均衡を図ることから、当初の計画年度から次年度以降に先送りしてきた経過で現在に至っている。
- ・ 行政組織 ( 所管課の任務 ) として、H17 行革 3 プロジェクト報告を受け、行革実施計画 ( 集中プラン ) の中で「町有財産の運用方針」や「公共施設維持管理計画」を策定することで位置付けられている。
- ・ 本会議では、公共施設大規模改修の対象事業の全体を捉えた中で、公共施設整備の手順等について協議いただき、H19 ~ H20 に整備する施設を位置付けるものとする。
- ・ H19 ~ H20 に位置付ける公共施設等大規模改修事業は、今回、現地調査した 22 施設に限定して、優先順位を協議するものとし、それ以外の事業で前倒しして実施する事業はないものとする。
- ・ 各構成員に公共施設等大規模改修に位置付ける手順等の意見を求める。
- ・ 教育振興課は学校教育施設や社会教育施設等の多くの施設を維持管理していることから、今回協議する手順等の協議で、所管課としての課題等はないか、事前に確認する。多くの施設が老朽化による維持修繕が必要だが、特に論議はして

いない。

## 1 公共施設等現地調査結果について

### [事務局から資料内容を説明]

- ・ 現在までの公共施設整備の課題について資料により説明。
- ・ 5月8日実施の公共施設等現地調査の目的と結果報告を資料により説明。
- ・ 行政組織(所管課)として実施する公共施設等の方針や計画を資料により説明。
- ・ 政策調整会議で協議する「公共施設大規模改修の考え方」の基本的な事項を資料により説明。(事業の考え方、整備選択視点、整備対象(保護層の修繕)、今までの投資的事業抑制の協議内容等)

### [協議内容(全体協議)]

#### (大規模改修事業として選択する施設について)

- ・ 全体が老朽化している施設(全てが横並びの施設)について、どう優先順位を決定するかが課題。
- ・ 維持修繕する公共施設が多く、予算に限度があるので、整備ではなく廃止する施設の位置付けや検討も必要である。
- ・ 廃止財産(施設や土地)が売却できるのであれば、その収入を財源に維持修繕や改築の検討も必要ではないか。
- ・ 既に設置目的を達成しているものや、施設の機能を有しなくなったものは、廃止するなり、用途変更をするなり、社会情勢に対応すべき。さらに、町で活用しない遊休土地について、民間等では有効利用のニーズが考えられるので、情報公開し処分することが必要ではないか。
- ・ 上富小で重油配管が漏れていた現状から、外観で分からない給排水設備や電気設備等をどう診断するかが課題か。

#### (耐震改修について)

- ・ 耐震診断の実施は、工事施工が前提で行うものである。
- ・ 上富良野小学校は、改築や耐震を含めた全体的な論議が必要な施設である。
- ・ 学校の耐震改修は、昨年度の投資的事業でも協議されたが、上富良野小学校の一点論議ではなく、学校施設整備方針・構想・計画をもって協議すべきである。
- ・ 将来を見据えた学校教育施設の全体計画をもって、さらに他の公共施設も含めての整備計画が必要である。

#### (公営住宅について)

- ・ 町の住宅施策として、今までと同じような事業内容ではなく、整備グレードを再構築することが必要である。
- ・ 町全体の人口に比した整備戸数・保有戸数の再構築が必要である。
- ・ 宅建業者アパートが多い町であることから、入居者の所得階層や家族構成をデ

一タ整理するなど、公営住宅入居者の必要戸数の再構築が必要である。

- ・ 人口が減少しているにもかかわらず、公営住宅戸数がこれまで変化が無いため、上記実態調査を経て、現状維持で広く浅く整備することや、戸数見直しにより絞り込んで整備することなど、整備方針の見直しが必要である。

#### （教職員住宅について）

- ・ 教職員住宅の整備構想・方針・計画を構築してから、普通財産に用途変更し、その後、協議する課題である。
- ・ いずれにしても、教育委員会で今後の教職員住宅の見通しをたてることが前提である。（歯抜けした空き住宅ではなく、空き住宅の一区画を用途変更することが望ましい。）
- ・ 今後、入居が見込まれない「空教職員住宅」を、必要最小限の維持管理をし、将来、建替改築しないなど、低所得者を対象とした低家賃で利用できないか。

#### （道路整備について）

- ・ 春先に陥没・段差を生じる簡易舗装についての整備が課題である。（施工方法、上下水管等の埋め戻し等、新しい工法による改善策はあるのか。）
- ・ 簡易舗装についても公共施設大規模改修の中で位置付けることが必要。

### 【総括】

- ・ 「公共施設大規模改修事業」の基本方針・実施する事業の位置付け基準などを継続協議する。
- ・ 予算編成までに公共施設大規模改修の全体計画・全体概算事業費を作成し、その中で H19～H20 に整備する施設を位置付ける。

### 【事務局へ指示事項】

公共施設維持修繕・診断項目の管理表素案（診断カルテ）作成

- ・ 今後、組織的に統一した体制で公共施設を維持管理することが必要だが、当面、「公共施設大規模改修事業」を協議するにあたり、施設毎の診断カルテ的なものが必要なため

EX：設置条例、設置年月日、構造、面積、各図面、登記年月日、修繕経過、年間利用数、年間維持管理経費、法的・簡易的な定期点検によるボイラー更新計画など

- ・ 公共施設の診断項目（修繕項目、修繕周期の基準等）を建設水道課の協力を得て作成すること。

実施計画で管理している公共施設の現状把握（建設水道課や所管課と連携）

公共施設大規模改修の基本方針素案の作成

公共施設大規模改修の事業把握とその概算事業費の作成